

# 岐阜県公報

第二千五百一十二号  
平成二十六年一月十四日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定取消し	(税 務 課)	九
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	九
道路の供用開始	(同)	〇
選挙管理委員会告示	(選挙管理委員会)	一
訂正届が提出された政治団体の収支報告書の要旨の公表	(内水面漁場管理委員会)	二
内水面漁場管理委員会告示	(同)	二
コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	(内水面漁場管理委員会)	二
水産動物の採捕の禁止の指示	(同)	二
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	三
指定管理者の指定	(自然環境保全課)	三
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課)	三
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	四
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件	(商業流通課)	四
公共測量の実施	(用地課)	五

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十六年一月十四日

## 告 示

### 岐阜県告示第一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社丸宮石油店	伊佐地 正	関市旭ヶ丘二丁目一番二五号	平成二五・二二・四

### 岐阜県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年一月十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考

県道		道路の種類	
下陣石 切屋浦線		路線名	
高山市名田町二丁目八 番三地从先		区 間	
同市同 一丁目八二 番五地从先まで		別前変区域 後更後	
後	前	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)
七・九 二・五・四	七・九	二・六・〇	二・三・〇
五・五・〇	五・五・〇	二・三・〇	備考

岐阜県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年一月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
多北 度方線		路線名	
同郡同 町同 天神浦一八七番三地从先まで		区 間	
本巣郡北方町大字高屋字 紙木原道北一三六二番二 地先から		別前変区域 後更後	
後	前	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)
二・六・〇	二・六・〇	二・三・〇	二・三・〇
二・三・〇	二・三・〇	備考	

岐阜県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年一月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
坂福 下岡線		路線名	
中津川市田瀬字樋ノ口五三八 番一五地从先		区 間	
同市同 字同 番二五地从先まで		別前変区域 後更後	
後	前	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)
三・六・五	三・六・五	三・六・〇	三・六・〇
平 成 二 六 年 一 月 二 四 日	平 成 二 六 年 一 月 二 四 日	平 成 二 六 年 一 月 二 四 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の 告示の日 から）

岐阜県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年一月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道		道路の種類	
三三六 三三六号		路線名	
中津川市中津川字餅穴三八五 〇番一地从先		区 間	
同市同 字同 一番一地从先まで		別前変区域 後更後	
後	前	敷地の幅 員(メートル)	延 長 員(メートル)
二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇	二・三・〇
平 成 二 六 年 一 月 二 四 日	平 成 二 六 年 一 月 二 四 日	平 成 二 六 年 一 月 二 四 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の 告示の日 から）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第七号

要旨を公表する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出のあった政治団体の収支報告書について、訂正願の提出があったので、次のとおりその

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年分） 1 1 政党（国会議員関係政治団体 1号団体）中

自由民主党岐阜県第一選挙区支部	野田聖子	衆議院議員	H25.3.4	79,413,112	34,098,112	45,315,000	48,894,945	30,518,167	0	5,500,000	11,275,000	10,790,000	27,565,000	0	27,565,000	0	0	17,750,000	0
自由民主党岐阜県第一選挙区支部	野田聖子	衆議院議員	H25.3.4	84,413,112	34,098,112	50,315,000	48,894,945	35,518,167	0	5,500,000	11,275,000	10,790,000	27,565,000	0	27,565,000	0	0	22,750,000	0

改める。

政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年分） 2 1 資金管理団体（国会議員関係政治団体 1号団体かつ2号団体）中

今井まさこ後援会	今井雅人	衆議院議員	H25.5.29	6,737,359	899,906	5,837,453	6,591,249	146,110	0	4,150,000	0	1,687,406	5,837,406	0	5,837,406	0	0	0	47
今井まさこ後援会	今井雅人	衆議院議員	H25.5.29	6,737,359	899,906	5,837,453	5,999,014	738,345	0	4,150,000	0	1,687,406	5,837,406	0	5,837,406	0	0	0	47
今井まさこ後援会	今井雅人	衆議院議員	H25.5.29	6,737,359	899,906	5,837,453	5,999,014	738,345	0	4,150,000	0	1,687,406	5,837,406	0	5,837,406	0	0	0	47

改める。

今井まさこ後援会	831,494	19,589	49,657	492,867	1,393,607	382,915	3,090,092	0	0	0	0	0	0	1,132,400	0	4,605,407	0	
----------	---------	--------	--------	---------	-----------	---------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----------	---	-----------	---	--

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示したので告示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太田嘉俊

一 指示の内容

(一) 持ち出しの禁止

公共水面において、コイ（マコイ及びニシキコイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出ししてはならない。

なお、当該公共水面の範囲については、内水面漁場管理委員会が定め、三で示すもののほか、別途公表するものとする。

(二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日まで

三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川（牧田川合流点から下流の本川に限る。）並びに同支川のうち津屋川、大樽川、杭瀬川、相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(二) 長良川（板取川合流点から下流の本川に限る。）並びに同支川のうち伊自良川、

早田川、新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、吉田川、荒田川、糸貫川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

(三) 木曾川（付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間及び兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間に限る。）並びに同支川のうち新境川、鉄砲川及びこれらに接続する水路・ため池並びに飛驒川（上麻生ダムから下流の本川に限る。）

(四) 神通川水系宮川（荒城川合流点から下流の坂上ダムまでの間に限る。）並びに同支川のうち高原川、荒城川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、次のとおり指示したので告示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太田嘉俊

一 指示の内容

揖斐川上流部の水産資源の繁殖保護を図るため、二から四までのとおり水産動物の採捕を禁止する。ただし、調査研究の目的又は増殖を図る目的で、当委員会が特に認めるものについては、この限りでない。

二 採捕禁止区域

揖斐川町塚地内の才谷合流点から上流の揖斐川及びその支派川並びに同町門入地内の黒谷合流点から上流の揖斐川支流西谷、黒谷及びその支派川

三 採捕禁止期間

平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

四 採捕禁止魚種

全魚種

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人中津川福祉医療ネットワーク

三 代表者の氏名 古瀬 和寛

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市駒場一四九三番地一九

五 定款に記載された目的 中津川市に住む私たちにとって地域の福祉と医療の充

実は、この地で将来にわたって安心と希望の持てる暮らしを続けていくための支えである。この暮らしの支えを守り充実させていくために、地域の福祉と医療および健全な街づくりに関心のある団体や個人が広く意見を交流し、福祉のまちづくりを企画提案し、課題達成のために連帯して活動し事業を推進することを目的とする。

指定管理者の指定

岐阜県飛騨・北アルプス自然文化センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号）第六条の規定により公示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

奥飛騨自然・文化協議会

代表者 植田 一成

構成員

高山市奥飛騨温泉郷平湯一七〇番地

奥飛騨温泉郷平湯町内会

高山市上岡本町二丁目一八〇番地三

特定非営利活動法人飛騨自然学園

二 指定の期間

平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 日
ファースト調剤薬局 いび池野店	揖斐郡池田町池野三〇〇の二	精神通院	平成 二六・一・一
アピス薬局 竜田店	岐阜市竜田町七の七の三	精神通院	平成 二六・一・一
アピス薬局 金竜店	岐阜市金竜町一丁目八番	精神通院	平成 二六・一・一
アピス薬局 河渡店	岐阜市河渡三の二一の一	精神通院	平成 二六・一・一
アピス薬局 みずほ店	瑞穂市本田五五六の一の一	精神通院	平成 二六・一・一
アピス薬局 大垣店	大垣市禾森町五の五〇	精神通院	平成 二六・一・一

にんじん薬局	美濃加茂市西町五の三三七の二	精神通院	平成 二六・一・一
ピノキオ薬局 三津屋店	大垣市三津屋町五丁目一番五	精神通院	平成 二六・一・一

(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 指 月 日 定
シテイタワー・訪問看護ステーション	岐阜市橋本町二の五二	精神通院	平成 二六・一・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援 医療の種類	年 月 日 更
ひだ薬局 若宮店	飛騨市古川町若宮一丁目七の三二	精神通院	平成 二五・三・一
柏友堂薬局	郡上市白鳥町白鳥二〇〇の一	精神通院	平成 二五・七・一
ニニコニコ調剤薬局 関店	関市西本郷字笹島二二八の一	精神通院	平成 二五・七・一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年一月十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

関緑ヶ丘商業施設

関市緑ヶ丘二丁目三〇番地 外

二 意見の概要

関市長の意見

・店舗から発生する騒音について、定常騒音、変動騒音及び衝撃騒音のそれぞれに對して、周辺住環境に配慮した対応を願いたい。

・計画地周辺は中学校の通学路となっていることから、生徒の交通安全について配慮願いたい。

(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年一月十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー関ひがし店

関市市平賀字鹿塚六九 二 外

二 意見の概要

## 意見なし(届出事項 変更)

## 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年一月十四日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

## 一 建物の名称及び所在地

パロー瑞浪中央ショッピングセンター〔Aゾーン〕

瑞浪市益見町三丁目一番地 外

## 二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

## 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

## 一 作業機関

大垣市

## 二 作業種類

公共測量(基準点管理)

## 三 作業期間

## 四 作業地域

平成二十五年十二月二十五日から  
同二十六年二月二十八日まで

大垣市検町

平成二十六年一月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
一  
岐阜文芸社